

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和6年5月22日

支出負担行為担当官

長崎地方法務局長 中嶋 武彦

1 競争入札に付する事項

(1) 入札件名

法務局地図作成事業（令和6年度及び令和7年度）請負契約

(2) 契約内容

入札説明書、仕様書及び契約書（案）による。

(3) 履行期限

入札説明書及び仕様書による。

(4) 納入場所

仕様書のとおり

(5) 入札方法

総価金額で行う（消費税及び地方消費税抜き）。ただし、落札後契約締結に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数全額を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 令和4・5・6年度法務省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」において、A、B、C又はDの等級に格付され、九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者であること。

なお、B、C又はDの等級に格付された者であるときは、本件競争入札に係る役務の提供と同等以上の仕様の役務の提供の履行実績を有することを証

明することができる者であること。

- (4) 不動産登記に係る法令その他関連の知識及び実務を熟知していること。
- (5) 公共嘱託登記土地家屋調査士協会、土地家屋調査士法人又は土地家屋調査士のいずれかであること。
- (6) 土地家屋調査士にあつては、連帯して請け負い、その代表者が応札すること。
- (7) 本作業に携わる土地家屋調査士を8名以上確保することができること。
- (8) 本作業の実施に当たり、測量法（昭和24年法律第188号）第48条第1項の規定による測量士登録のある土地家屋調査士を1人以上確保することができることのほか、仕様書記載の要件を満たしている者であること。
- (9) その他予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める資格を有する者であること。

なお、入札説明書記載の提出書類について、当局の審査に合格した者は、同資格を有する者であると認める。

- (10) 当該入札に係る入札説明書の交付を受けた者であること。

3 電子調達システムの利用

本件は、電子調達システムを利用することができる案件である。

4 契約条項を示す場所及び入札説明書の交付場所等

(1) 場所

〒850-8507

長崎市万才町8番16号

長崎法務合同庁舎3階 長崎地方法務局会計課用度係（担当：中倉）

電話 095-820-5903（内線222）

及び電子調達システム

(2) 期間

公告の日から令和6年6月14日（金）の午前9時から午後5時まで（土曜日、日曜日及び祝祭日は除く。）。

5 入札に関する問合せ先

前記4(1)に同じ

6 入札説明会

前記4(2)の交付期間中に、前記4(1)において随時行う。ただし、事前に電話で予約を行うこと（担当：中倉）。

7 入札書の提出期限等

(1) 入札書の提出期限

令和6年6月28日（金）午後5時まで

(2) 提出場所

前記 4 (1)に同じ

(3) 提出方法

持参、郵送等又は電子調達システムによる。ただし、郵送する場合は書留郵便により、前記(1)の提出期限までに必着で送付すること。

8 開札の日時及び場所

令和 6 年 7 月 1 日 (月) 午前 1 0 時 0 0 分

長崎市万才町 8 番 1 6 号

長崎法務合同庁舎 5 階会議室又は電子調達システム

9 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、令和 6 年 6 月 1 4 日 (金) 午後 5 時まで、入札説明書に示す事前提出書類を前記 4 (1)の場所に提出しなければならない。

(4) 入札の無効

本公告及び入札説明書に示した競争参加資格のない者のした入札及び入札に関する条項に違反した入札は無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要。ただし、契約締結に当たっては、支出負担行為担当官が定めた書式による契約書を作成する。

(6) 落札者の決定方法

予算決算及び会計令第 7 9 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある、著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とすることができる。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 詳細は、入札説明書等による。

以 上